

尾張旭市介護支援専門員等研修費補助金 Q & A

	質問	回答
1	介護支援専門員実務研修受講試験の受験費用は補助の対象となるか。	受講試験に関する費用は対象外です。
2	研修会場への交通費やテキスト代は補助の対象となるか。	対象研修の受講料以外の費用は補助の対象外です。
3	現在、市内の介護施設・事業所に従事しているが、介護支援専門員の業務には就いていない者が対象研修を受講した場合、補助の対象となるか。	対象となります。 現在の職務内容は問いません。
4	「研修の受講料の支払いを証する書類の写し」は、何を提出すればよいか。	<p>・ <u>補助事業者が研修実施機関に受講料を支払った場合</u> ⇒ A T M利用明細の写し、通帳の写し等</p> <p>・ <u>受講者が研修実施機関に受講料を立替払いした後、補助事業者が受講者に受講料を支払った場合</u> ⇒ 以下のいずれも提出してください。</p> <p>(1) 受講者が研修実施機関に受講料を支払ったことがわかる記録 (A T M利用明細の写し、通帳の写し等)</p> <p>(2) 補助事業者が受講者に受講料を支払ったことがわかる記録 (A T M利用明細の写し、通帳の写し等)</p> <p>※ 通帳の写しを提出する場合は、通帳表紙、表紙の裏面、支出の事実が記載された通帳の該当ページの写しを提出してください。</p>
5	昨年度に修了した研修の受講料について、今年度の申請の対象となるか。	研修の修了日が補助金の交付を申請する年度に属するものに限るため、申請の対象外です。
6	申し込みは昨年度で、研修の修了日が交付申請年度の場合は対象となるか。	研修の修了日が補助金の交付を申請する年度に属する場合は対象となります。
7	他県で受講した研修の受講料について、申請の対象となるか。	愛知県内で実施された研修に限るため、対象外です。